

# 入札約款

## (物品・一般委託)

### (目的)

第1条 南房総広域水道企業団の発注に係る物品の購入又は製造、印刷の請負、役務の提供、賃貸借及び委託業務（工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務を除く。）（以下「物品・委託等」という。）に関する契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法規に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、契約書案等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は車両を除く物品・委託等にあつては、別記第1号様式の1によりまた車両の購入及び物品（車両を含む）の交換にあつては、別記第1号様式の2により作成し、封かんの上、入札者の氏名を表記し、通知書に示した時刻に開始する入札において入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。ただし、年間代理人にあつては年間委任状の写し、復代理人にあつては年間委任状の写しと復代理人委任状を提出することをもって足りる。

4 入札参加者又はその代理人（復代理人を含む。）は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

5 入札参加者又はその代理人（復代理人を含む。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者及び南房総広域水道企業団暴力団排除条例（平成28年条例第1号）第8条に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者として千葉県警察本部長が指定する者（指定が解除されて2年を経過していない者を含む。）を入札代理人（復代理人を含む。）とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、前条第7項の入札書を入札箱に投入する前までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届(別記第4号様式)を契約担当者へ直接持参し、又は送付(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取止め等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く)

(4) 記名、押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに談合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした入札

(9) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者及び落札価格の決定)

第7条 落札者及び落札価格の決定については、次の各号によるものとする。

(1) 車両を除く物品・委託等に係る入札において、入札を行った者のうち予

定価格以下で最低価格をもって入札したものを落札者とし、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8を加算した金額を落札価格とする。

(2) 車両の購入及び物品(車両も含む)の交換による購入に係る入札において、入札を行った者のうち予定価格以下で最低価格をもって入札した者を落札者とし、入札書に記載された金額を落札価格とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合において当該入札をした者のうちくじを引くことができない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(再度入札)

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは再度の入札を行い、再度入札は1回を限度とする。この場合において入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

2 再度入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札を行った者は失格とする。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第11条 落札者は、当該契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、契約担当者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

(2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(3) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

(4) 現金による契約保証金の納付

(5) 契約保証金に代わる担保となる国債証券又は地方債証券の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 落札者が前項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(異議の申立)

第12条 入札した者は、入札後この約款、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第13条 契約担当者は、必要があるときは入札参加者から入札金額の見積内訳を記載した書類の提出を求めることができる。

(沿革)	平成 2年10月12日制定	平成 2年10月12日施行
	平成 9年 4月 1日改正	平成 9年 4月 1日施行
	平成26年 1月28日改正	平成26年 4月 1日施行
	平成30年 5月25日改正	平成30年 6月 1日施行